

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）第41条の規定により、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間の各実施機関における条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成24年5月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 公文書開示請求の件数及び処理状況

(件)

請求件数	処 理 状 況						
	全部開示	部分開示	非開示	不存在	請求拒否	取下げ	処理中
289	250	29	1	19	1	14	0

(注1) 「公文書開示請求」とは、条例第6条に規定する公文書の開示請求をいう。以下同じ。

(注2) 請求件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、1件の請求に対して2つ以上の開示決定等を行ったものがあるからである。

2 公文書開示請求の実施機関別内訳

(件)

実 施 機 関	公文書開示請求	
知事（知事部局）	未来づくり推進局	8
	防災局	0
	総務部	16
	企画部	5
	文化観光局	2
	福祉保健部	34
	生活環境部	31
	商工労働部	4
	農林水産部	11
	県土整備部	16
	行政監察監	17
	会計管理者	0
	東部総合事務所	27
	八頭総合事務所	3
	中部総合事務所	25
	西部総合事務所	34
日野総合事務所	10	
小 計	243	
知事（企業局）	0	
教育委員会	27	
公安委員会	0	
警察本部長	27	
選挙管理委員会	7	
人事委員会	1	
監査委員	0	
労働委員会	1	

収用委員会	0
海区漁業調整委員会	0
内水面漁場管理委員会	0
病院事業管理者	0
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	0
鳥取県住宅供給公社	0
鳥取県土地開発公社	0
合 計	306

(注) 1の請求件数欄の件数と2の合計欄の件数が異なるのは、1件の請求が2つ以上の部局にまたがるものがあるからである。

3 不服申立ての件数及び処理状況

(件)

件 数	処 理 状 況								
	鳥取県情報公開審議会			不服申立てに対する決定等					
	諮 問	審議中	答 申	認 容	一部認容	棄 却	却 下	検 討 中	取 下 げ
4	1	2	0	0	0	0	0	0	0

(注) 不服申立ての件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、不服申立てされたが、年度内に諮問されていないものがあるからである。